

金融庁告示第 号

信用金庫法第五十四条の十五第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに第五十四条の十七第六項、信用金庫法施行規則第十条の十一第一項第一号及び同条第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月 金融監督庁 告示第四十八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

大蔵省

平成十四年 月 日

金融庁長官 森 昭治

（定義）

第一条 この告示において「子会社」とは、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」という。）第三十二条第五項に規定する子会社をいう。

2 第二条において「従属業務」とは、法第五十四条の十五第一項第一号イに規定する従属業務をいう。

3 第二条から第六条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「保険会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」又は「保険業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第五十四条の十七第一項に規定する銀行、証券専門会社、保険会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社又は保険業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

(信用金庫の従属業務を営む子会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準)

第二条 法第五十四条の十五第一項第一号の場合において、従属業務を営む信用金庫の子会社が、主として当該信用金庫の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

- 一 各事業年度において、信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号。以下「規則」という。
- (第十条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下「それぞれの業務」という。))について、当該信用金庫(同項第二号に掲げる業務については当該信用金庫の役職員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。
- 二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫からの収入があること。

(信用金庫連合会の従属業務を営む子会社が信用金庫連合会又はその子会社の営む業務のために営む従属業務に関する基準)

第三条 法第五十四条の十七第一項第七号並びに規則第十条の十一第一項第一号及び同条第六項の場合において、従属業務を営む信用金庫連合会の子会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務について、当該信用金庫連合会(規則第十条の五第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会の役職員を含む。)、その子会社及び当該信用金庫連合会の会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連合会、その子会社である銀行又は銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

(証券専門会社等の従属業務を営む子会社が信用金庫連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する

る基準)

第四条 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む信用金庫連合会の子会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、前条第二号中「当該信用金庫連合会、その子会社である銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む子会社が信用金庫連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む信用金庫連合会の子会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用金庫連合会、その子会社である銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（信用金庫連合会の従属業務を営む子会社が信用金庫連合会のために営む従属業務に関する基準）

第六条 法第五十四条の十七第三項の場合において、従属業務を営む信用金庫連合会の子会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む信用金庫連合会の子会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連合会（規則第十条の五第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会の役職員を含む。）及びその会員である信用金庫からの収入の額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。